

下水道使用料のあり方について（意見書）

令和5年11月2日

田原市上下水道料金検討委員会

1. はじめに

下水道は、我々の生活を安心・安全で快適になるよう支えている重要な社会インフラのひとつである。

田原市は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を目的として下水道施設の整備を推進し、公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラントを含めた汚水処理施設の普及に取り組んできた。現在では施設整備に区切りが付き、今後は施設の維持管理、耐震化や老朽施設の改築更新などに取り組んでいく必要がある。一方で、人口減少による使用料収入の減少、人件費や電気料金等の物価上昇に伴う維持管理費の増加など、下水道を取り巻く経営環境は、今後厳しさを増すことが予測されている。

このような状況の中で、安定した下水道サービスを将来にわたり提供し続けるためには、継続的に事業の効率化に取り組むとともに、必要な財源を確保し、経営の健全化を図る必要がある。田原市では、平成 20 年 10 月より浄化センターの包括的民間委託を開始し、コスト削減に取り組んでいるほか、ストックマネジメント計画に基づいた投資や、予防保全・事後保全に力を入れることで効率的な施設の更新・修繕を図っている。

下水道事業の汚水処理に係る経費については、受益者である使用者が負担することが原則とされているものの、本市の下水道使用料は、供用開始以降、一度も改定を行っていない（消費税増等による改定を除く）。そのため、使用料収入で賄えない部分については市の税金から補てんし、汚水処理に必要な財源を確保している。

田原市上下水道料金検討委員会（以下、「本委員会」という。）では、こうした現状を踏まえ、「下水道使用料のあり方」について、下水道事業の将来を見据えるとともに、将来世代へ過大な負担を残すことのないように、家庭、企業、市といった様々な視点から慎重に議論を行った。

2. 下水道事業の現状

(1) 事業の概要

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

| | 公共下水道事業 | 農業集落排水事業 | コミュニティプラント事業 |
|---------|----------------|------------------|-----------------|
| 供用開始年月日 | 平成 3 年 4 月 1 日 | 昭和 54 年 10 月 1 日 | 平成 11 年 1 月 1 日 |
| 利用人口 | 30,146 人 | 21,411 人 | 258 人 |
| 使用料体系 | 従量料金制 | 定額料金制 | 従量料金制 |

(2) 使用料体系及び使用料改定について

公共下水道事業及びコミュニティプラント事業（以下、「公共下水道事業等」という。）については、排出量により使用料が増加する従量料金制による使用料体系を採用している。

農業集落排水事業については、一般家庭は定額料金、事業所は前年度の排出量による段階的な定額料金体系を採用している。どちらも、供用開始以降一度も使用料改定を行っていない。（消費税増等による改定を除く。）

(3) 人口減少と使用料収入

令和 5 年 3 月 31 日時点における田原市人口は 59,229 人である。令和 3 年 3 月に策定した中長期的な経営の基本計画である田原市下水道事業経営戦略（以下「経営戦略」という。）では、令和 7 年度に人口 6 万人を下回ることを見込んでいたが、それを上回るペースで人口減少が進んでいる。

人口減少は下水道使用者及び排出量の減少に繋がるため、使用料収入に大きな影響を与える。実際、使用料収入は人口に連動し、減少傾向である。

(4) 下水道使用料の現状

現在、使用料で賄うべき維持管理費を使用料収入で賄いきれておらず、公共下水道では20-30%程度、農業集落排水事業では50%程度の使用料が不足している。この不足部分は、一般会計繰入金に頼っている状況である。一般会計繰入金には、下水道を利用していない住民からの納税額も含まれているため、現在の料金体系では、「かかった費用を、使った人が料金として支払う」という下水道事業の原則的な考え方を実現できていない。

3. 意見内容

本委員会は、「下水道使用料のあり方」について討議し、次のとおりの結論に達した。

下水道使用料

- ・ 2段階に分けて増額改定を実施する。(全体の改定率 13.0%)
- ・ 第1段階目は、農業集落排水事業の使用料体系を公共下水道事業等の使用料体系へ統合する。(令和6年度)
- ・ 第2段階目は、統合後の使用料を増額改定する。(令和8年度)
- ・ 第2段階目の基本料金は一律 110 円 (2か月当たり・税込) の増額、従量料金は一律 4%の増額とする。

【令和6年度からの農業集落排水使用料体系※】

(1か月当たり・税込)

| 基本料金 | 従量料金 (1 m ³ につき) | |
|-------|-----------------------------|-------|
| 770 円 | 0 - 10 m ³ | 0 円 |
| | 11 - 20 m ³ | 99 円 |
| | 21 - 30 m ³ | 110 円 |
| | 31 - 50 m ³ | 132 円 |
| | 51 - 100 m ³ | 154 円 |
| | 101 m ³ 以上 | 187 円 |

※公共下水道事業等における現行の使用料体系

【令和8年度からの使用料体系 (各事業共通)】

(1か月当たり・税込)

| 基本料金 | 従量料金 (1 m ³ につき) | |
|-------|-----------------------------|---------|
| 825 円 | 0 - 10 m ³ | 0 円 |
| | 11 - 20 m ³ | 103.4 円 |
| | 21 - 30 m ³ | 114.4 円 |
| | 31 - 50 m ³ | 137.5 円 |
| | 51 - 100 m ³ | 160.6 円 |
| | 101 m ³ 以上 | 194.7 円 |

4. 結論に至った理由

(1) 投資の試算

本市の下水道施設は、主に平成 5 年度から平成 15 年度に、毎年度 30 億円超をかけて整備してきた。その多くが令和 25 年度から令和 34 年度に施設・設備の寿命である「耐用年数」を迎えると試算しており、改築及び施設・設備の更新に備えた財源の準備が必要である。

(2) 財源の試算

今後も人口減少は進行し、使用料収入も年々減少することを予測している。現行の使用料体系を継続した場合、現在と同水準の一般会計繰入金を補てんしても、令和 8 年度に下水道事業の現金預金は底をつく見込みである。将来にわたり下水道事業を運営するためには、使用料改定による収入の確保が求められる。

(3) 使用料の改定率

使用料改定にあたり、将来の収支予測は、経営戦略の収支計画を基礎とした。この収支計画では、令和 12 年度の「利益」と「現金預金」を黒字化することが求められており、下水道事業では、経費の削減や料金改定を検討しながら、その達成を目指している。

改定率+9%、+13%、+15%、+20%における試算を比較し、使用者の負担と中長期的な事業経営の視点から、令和 12 年度まで現金預金を確保できる+13%の改定とすることが妥当である。

(4) 不平等感の解消

現在、公共下水道事業等では、排出量が多いほど負担額は増える従量料金制を、農業集落排水事業では排出量に関係なく一定額を負担する定額料金制の使用料体系を採用している。従量料金制の場合は、定額料金制に比べて排出量が多い使用者ほど負担が大きくなる。これに対して、農業集落排水事業の定額使用料は、2 か月あたりの排出量が 47 m³未満の場合には、公共下水道事業等の従量使用料より高くなるため、農業集落排水事業の半数以上の使用者は公共下水道事業等よりも大きな負担となっている。

こうした使用者間の不公平感を解消し、排出量に応じた負担とするために、令和 6 年度に農業集落排水事業の使用料体系を公共下水道事業等と統合することが妥当である。

なお、使用料体系を統合するのみでは（３）で述べた改定率 13%に達しないため、これを第 1 段階目の使用料改定とし、第 2 段階目として、全体の改定率が 13%に達するよう、統合後の使用料を改定する必要がある。

（５） 第 2 段階目の使用料改定

基本料金と従量料金から構成される使用料収入は、基本料金を改定すると排出量の影響を受けない収入が増加するため、事業の経営安定化に資する。一方で、従量料金を改定する方が、排出量に応じた使用料を支払うことになり、使用者負担をより考慮した改定に繋がる。

下水道事業者と使用者の双方の視点から、基本料金と従量料金を共に改定することとし、基本料金は+110 円（2 か月分、税込）、従量料金は、使用者間で同じ負担割合となることを重視して、排出量区分ごとに一律+4%の改定が妥当であると判断した。

また、改定の時期については、使用者の負担増加の緩和と、収支計画の最終年度である令和 12 年度に下水道事業者が現金預金残高を確保できることを考慮し、第 2 段階の改定は、令和 8 年度に実施することが妥当である。

5. 附帯意見

（１） 使用料体系の統合が及ぼす、学校、福祉施設、病院への影響について

使用料体系の統合により負担が大きくなる農業集落排水施設の利用者は、学校、病院等の公共性の高い施設である。今回の改定は、これら施設の利用者に及ぼす影響についてもよく検討されたい。

（２） 市民への広報及び理解促進について

下水道事業に対する市民の理解は、下水道事業への安心と信頼につながるため極めて重要である。広報等による本委員会における検討内容の公表に加え、市民の理解が得られるように、各地区の住民への丁寧で分かりやすい説明を行われたい。下水道事業の継続と使用料改定の必要性に関する住民理解の促進に努められたい。

(3) 更新費用の適正化について

下水道事業は、農業集落排水等の施設を公共下水道の施設に統合する等、施設の集約化や効率化により経費削減を図られているが、排水管劣化の余寿命診断や更新方法の改善など、最新の知見も活用する等して、今後も更新費用の適正化に努められたい。

6. 附属資料

審議経過

| | 開催日 | 検討内容等 |
|-----|----------------|---|
| 第1回 | 令和4年 10月12日 | 使用料改定の要否の検討 ・下水道事業の現状と課題 ・今後の更新投資額、収入の予測 ・料金改定の必要性 |
| 第2回 | 令和5年 2月15日 | 使用料改定率の検討 ・使用料改定の基本的考え方の確認 ・今後の現金預金残高の予測 |
| 第3回 | 令和5年 7月13日 | 使用料体系の検討 ・改定パターンの整理 ・排出量別の利用件数の確認 ・5つの改定案の提示と他団体比較 |
| 第4回 | 令和5年 10月5日 | 意見書案の検討 |

田原市上下水道料金検討委員会

| 区 分 | 所属及び役職等 | 備考 |
|-------|--------------------|----|
| 会 長 | 愛知大学地域政策学部 教授 | |
| 副 会 長 | 田原市地域コミュニティ連合会 理事 | |
| 委 員 | 田原市民生児童委員協議会 会長 | ※ |
| ” | 田原市民生児童委員協議会 副会長 | ※ |
| ” | 渥美商工会 女性部 部長 | |
| ” | 田原市農業委員会 委員 | ※ |
| ” | 田原市農業委員会 会長職務代理者 | ※ |
| ” | トヨタ自動車(株) 田原工場付 主査 | |

※田原市民生児童委員協議会、田原市農業委員会は委員改選あり